

規制の見直しについて 【審議】

2023年3月15日
経済産業省 産業保安グループ^o
ガス安全室

【今回の検討事案】

- I バルクローリーに関する地方分権提案対応について
- II デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項について
- III 離島・山間部等における緊急時対応の方向性について

I バルクローリーに関する地方分権提案対応について

バルクローリーに関する地方分権提案対応について

- 令和3年度地方分権提案において、バルクローリー（LPガスの運搬車）の許可等について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下液化石油ガス法）上の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法（以下高圧法）上の許可を不要とすること（液化石油ガス法と高圧法の許認可を一本化されたい）」という提案があった。
- これを受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、下記決定がなされている（抜粋）。

（2）高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<提案の背景>

- バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがある。
- 液化石油ガス法と高圧法の双方の適用を受けて使用する場合（双方の技術基準を引用する場合など）、両法の許可等を個別に受ける必要があり、地方自治体・事業者における事務的な負担となっている。
- 液化石油ガス法と高圧法ごとに手数料が必要になるため、事業者の経済的な負担となっている。
- 軽微な変更の工事に係る要件が液化石油ガス法と高圧法で異なっている部分がある。



バルクローリーに関する地方分権提案対応について【対応方針】

- 令和4年3月に、経済産業省の委託により、都道府県及び政令指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧法及び液化石油ガス法に基づく事務の実態についてアンケート調査を実施。
- 当該調査結果では、許可の一本化が必要、手続きの合理化が必要という意見がある一方で、許可制度の趣旨・目的が異なる2法令の許可を一本化することへの懸念に係る意見もあった。
- これら地方公共団体の意見等を踏まえた対応案については以下の通り。

<事務手続きの合理化>

- 「液化石油ガス法の充てん設備許可/高圧法の製造許可」「完成検査」「保安検査」「施設等の軽微な変更」について制度の趣旨・目的や規制基準が異なることから、液化石油ガス法の許可等と高圧法の許可等との一本化は困難であるが、共通する部分については、その審査結果を利用し合うことで、実際の事務負担の低減となるよう措置を講ずる。

<現行法における許可体系>

	液化石油ガス法			高圧法	
許可対象	充てん設備			事業者	
充てん対象	バルク貯槽等	左記以外	—	バルク貯槽等	—
バルクローリーの形態	民生用	民生用	工業用	民生用	工業用
技術基準（設備）	液石法	液石法	高圧法	液石法	高圧法
保安距離（※）	1.5m以上	15m以上	15m以上	1.5m以上	15m以上

（※）第一種保安物件

<許可審査等に係る手数料の低減・不要化>

- 上記の措置によって、手数料を低減し、又は不要とする。

【参考】バルクローリーに関する過去の法令改正の経緯

- 液化石油ガス法による一般消費者等に対するバルク供給は、平成9年の液化石油ガス法・高圧法改正時に新たに規定されたもの。平成8年以前は、液化石油ガス法におけるバルク供給に係るバルクローリーによる充てん行為は、液化石油ガス法による規制がなく、高圧ガスの製造に係る行為として高圧法の許可が必要であった。
- 平成9年法改正では、液化石油ガス法における規制の一元化のため、液化石油ガス法におけるバルク供給に係るバルクローリーによる充てん行為は、高圧法における高圧ガスの製造に係る許可を不要とするよう、高圧法の適用除外とする旨の改正が行われた。
- バルクローリーに関する両法の許可要件の特徴は以下の通り。

液化石油ガス法におけるバルクローリー（充てん設備）

- 一般消費者等への供給であるマンションや飲食店等に設置されるバルク貯槽等にL P ガスを充てんするための設備
- L P ガス販売事業者の責任の下で行われる充てん行為にあって、その「充てん設備」に対する許可のみであり、ハード面（設備）の技術上の基準のみが許可要件となっている。ただし、現場での安全性の確保としては、充てん作業を行う者に資格要件を課している。
- なお、住宅街での充てん作業を前提とするため、様々な安全装置設置等を設ける必要があり、高圧法における移動式製造設備よりもハード面では厳しい技術上の基準となっている。

高圧法におけるバルクローリー（移動式製造設備）

- 液化石油ガス法の適用対象外である者への供給である工場や農園等に設置されるバルク貯槽等にL P ガスを充てんするための設備
- 「高圧ガスの製造を行う者」としての許可であり、ハード面（設備）及びソフト面（方法）での技術上の基準、欠格事由へ当たらないことが許可要件となっている。

Ⅱ デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項 について

デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項について

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正が検討されている。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 上記③の個別法の改正として、液化石油ガス法第7条に規定されている「**標識の掲示**」が対象のひとつとされ、**ホームページ上でも掲示を行うための法改正**を検討。
- **2023年3月7日、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。**
- **施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日を予定。**
- **除外規定を経済産業省令において措置する予定。**
- その他、常駐・専任、目視、往訪閲覧規制等についてもデジタル化を検討している。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

※傍線部分は改正部分

改正案	現行
<p>(標識の掲示等)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、<u>経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を<u>掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</u></p>	<p>(標識の掲示)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、<u>公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を<u>掲示してはならない。</u></p>

Ⅲ 離島・山間部等における緊急時対応の方向性について

離島・山間部等における緊急時対応の現状について

(1) 背景等

- 現行法令では、液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）には、保安業務が義務づけられている。当該保安業務の一つに「液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、**速やかにその措置を講ずる業務**」が定められている。
- 当該保安業務を行うためには、認定を受ける必要があり、その認定の基準（技術的能力）の一つとして、「**原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保**」することが求められている（以下「30分ルール」という。）。なお「措置」とは、液化石油ガス法の逐条解説において、「これに対する措置」とは、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの」と記載されている。
- 離島・山間部等において、販売事業者・保安機関が廃業等すると、30分ルールを遵守しつつLPガスを消費者宅等に供給できる他の販売事業者・保安機関が存在しなくなることが危惧されている。
- このような現状を踏まえ、今後の緊急時対応の方向性について検討を行った。

(2) 保安機関の認定と30分ルールの関係

- 保安機関の認定については、液化石油ガス法第二十九条において、「保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、**二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては**経済産業大臣**の、**一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する**都道府県知事**の認定を受けることができる。」と定められている。
- 認定を受ける際に、各行政庁により、「原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」しているかどうか、確認されることとなる。

(参考) 30分ルールに係る解説

- ・出典：ポイント解説・新液石法～改正「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の解説～
- ・1997年5月8日 初版発行
- ・監修：通商産業省環境立地局液化石油ガス保安対策室

Q38 (緊急時対応原則30分以内の基準)

問：緊急時対応の「原則として30分以内に到着し」の距離の目安と、30分以上を要する一般消費者等にはどのように対応すればいいのですか。

回答 (法律第29条、施行規則第29条)

緊急時の対応の体制としては、

(条件①) 保安業務を行う事業所ごとに必要とされる保安業務資格者が配置されていること

(条件②) 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること

とされています。

この際の原則30分以内については、一般消費者に対する緊急時の対応は原則として30分以内になされることを求めたものですが、現実には昼間と夜間では交通事情も異なるため、正確な距離で示すことは容易ではありません。

そのため、原則30分以内の基準については、それを測る客観的補助的目安としておおむね20km以内との見方がなされています (当然、都心等恒常的に道路が混むような地域にあってはそれ以下のこともあります)。

30分を超える一般消費者等への対応は、以下の措置が考えられます。

(1) 当該一般消費者等の近くに保安機関があれば委託する。

(2) 委託可能な保安機関がない場合は、ケースバイケースの判断によりますが、1つの方法として集中監視システムにより常時監視できる体制とするなどが考えられます。

すなわち、山間部など30分以上の距離であっても他に依頼すべき緊急時対応を行う保安機関がない場合、集中監視システムの導入により代替措置として認められる場合もあります。 いずれにしてもこの点について、行政庁では当面、ケースバイケースで判断するとされており、詳しいことは関係行政機関とご相談ください。

行政庁の緊急時対応に係る運用について

- 行政庁は、30分ルール「原則」に係る裁量の余地として、出勤して30分以内に消費者宅等に到着できない場合でも、「措置」（逐条解説：災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの）が速やかに行われることが確保される特例を設けている。なお、いずれの場合においても、販売事業者が消費者宅等に出向かなくて良いことを認めているものではない。

① LPガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、**集中監視システム**※1を導入することで緊急時対応の条件を満たすと判断した事例がある。（監督部）

※1 離島における緊急時対応について、供給先の一般消費者等全戸数に対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件としている。

② 県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない離島の一般消費者等に対し緊急時対応の特例を設けた。**マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器**を設け、**定期供給設備点検・消費設備調査をおおむね2年に1回以上行うことにより告示に定める緊急時対応の条件を満たすとみなすこととした。**※2 (県)

※2 制定経緯：離島にあって、県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない一般消費者等が存在する場合に適用。当時、事業者の集中監視システムの設置を検討したが、普及率等からみても困難であったことから**保安を向上し、かつ、実現的な方法にて対応した。過去の事故がマイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器により低減した背景や点検頻度をあげることにより設備の老朽化による事故に対応できると検討した。**

- その他、緊急自動車（緊急車両）の導入により、40km以内の一般消費者への緊急時対応を認めた特例もある。

③ **緊急自動車**※3による特例を認めている。山間部が多く、迂回が必要な地点もあることから、緊急自動車を有している場合は、走行距離が40km以内の一般消費者への緊急時対応を認める特例とした。（県）

※3 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対しては、事業所を起点にして最高走行距離40kmまで緊急時対応区域の拡大を認めている。

今後の方向性について（案）

- 離島・山間部等の消費者に対してL P ガスを供給する販売事業者（保安機関）の緊急時対応について審査する行政庁は、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、**特例を設けることで対応**していることが確認された。なお、これらの特例の考え方を精査したところ、**妥当なものと考えられる。**
- 他方で、それぞれの地域の事情と工夫があり、**全国一律の特例を定めるのは避けるべき**という意見もある。
- 今後、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政庁の特例の周知・展開の方法やその後のフォローアップのあり方等について、関係団体等と調整していきたい。
- 周知・展開の方法の一案として、保安機関の認定等に関する通達（下記）において、「**現地の道路事情等を勘案するものとする。**」としているところ、**全国一律ではなく地域の事情を踏まえて認められた特例の実例を当該箇所に追記**することが考えられる。

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により**現地の道路事情等を勘案するものとする。**

（参考）規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）

(参考) 液化石油ガス法上の緊急時対応の位置づけ

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

（事業の登録）

第三条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第二十七条第一項に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

五 [略]

3・4 [略]

（保安業務を行う義務）

第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知つたときに、速やかにその措置を講ずる業務

2 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第二十九条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

3 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならない。

（認定の基準）

第三十一条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二～四 [略]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

（保安業務に係る技術的能力）

第三十一条 法第三十一条第一号の経済産業省令で定める保安業務に係る技術的能力の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業所ごとに告示で定める基準に従って第三十七条第一号のすべての消費設備の調査を行うことができる者を確保していること。
- 二 [略]

○保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十二号）

（資格者の数）

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 [略]

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ [略]

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が規則第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であつて、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備については、この限りでない。

四 [略]

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）（通達）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

（参考）規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあつては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）